

滋賀県パートナーシップ宣誓制度に係る県の行政サービス等一覧

令和6年(2024年)12月5日更新

1 受領証の提示等が必要なもの

No.	項目	内容	問い合わせ先		備考
			担当課	電話番号	
1	県営住宅への入居	世帯として入居できる(収入など他の要件あり)	住宅課	077-528-4234	
2	モーターボート競走にかかる入場の拒否および投票の停止の申請	舟券の購入により日常生活または社会生活に支障が生じている疑いのある者と同居している方は、びわこボートレース競走場への入場の拒否および投票の停止を申請することができる	びわこボートレース局	077-522-1122	

2 受領証の提示等が不要なもの(パートナーシップを宣誓していなくても利用できるもの)

No.	項目	内容	問い合わせ先		備考
			担当課	電話番号	
1	養育里親の認定登録	研修終了等の認定要件を満たした場合に、二人で養育里親になることができる	子ども家庭支援課	077-528-3551	
2	風しん抗体検査	妊娠を希望する本人のほか、風しんの抗体価が低い妊婦と同居している方は、風しん抗体検査を受けることができる	健康危機管理課	077-528-3632	
3	身体障害者等に対する自動車税の減免	身体障害者等のために運転する場合、生計が同一であること(同居等)が確認できれば、減免対象となる(障害区分など他の要件あり)	税政課	077-528-3215	
4	県立総合病院での手術同意、面会	親族に限定していない	県立総合病院	077-582-5031	
5	県立小児保健医療センターでの面会	親族に限定していない	県立小児保健医療センター	077-582-6200	
6	県立精神医療センターでの面会	親族に限定していない	県立精神医療センター	077-567-5001	
7	生活保護申請	生計同一である場合、同一世帯として申請	各福祉事務所生活保護窓口	—	

3 その他

なお、滋賀県職員を対象とした手当・休暇・福利厚生制度においては、条例等に基づき事実婚を含む配偶者を対象としている制度について、同性パートナーを事実婚と同じ取扱いとしています。